

学校環境衛生基準の改正について

夏場は、室内温度の上昇で、内装材の接着剤や防臭・防虫剤で使用している芳香剤に含まれるアルデヒド類やVOC成分が気化しやすい季節です。これらの化学物質による健康被害から児童生徒等及び職員を保護する上で維持されることが望ましい基準として学校環境衛生の基準が定められています。

令和3年4月1日より文部科学省「学校環境衛生の基準」の一部が改正となりましたので、ご紹介させていただきます。

～ 学校環境衛生基準 ～

2文科初第1345号 令和2年12月15日 基準値の見直し

検査項目	基準
1. 換気	換気の基準として、二酸化炭素は、1500ppm 以下であることが望ましい。
2. 温度	17℃以上、28℃以下であることが望ましい。
3. 相対湿度	30%以上、80%以下であることが望ましい。
4. 浮遊粉じん	0.10mg/m ³ 以下であること。
5. 気流	0.5m/秒以下であることが望ましい。
6. 一酸化炭素	10ppm 以下であること。
7. 二酸化窒素	0.06ppm 以下であることが望ましい。
8. 揮発性有機化合物	
①ホルムアルデヒド	100μg/m ³ 以下であること。
②トルエン	260μg/m ³ 以下であること。
③キシレン	200μg/m³ 以下であること。(※)
④パラジクロロベンゼン	240μg/m ³ 以下であること。
⑤エチルベンゼン	3800μg/m ³ 以下であること。
⑥スチレン	220μg/m ³ 以下であること。
9. ダニ又はダニアレルゲン	100匹/m ³ 以下又はこれと同等のアレルゲン量以下であること。

※キシレンについて

キシレンは、接着剤や塗料の溶剤及び希釈剤として用いられる揮発性有機化合物の一つであり、不快な刺激や臭気を感じ、状況によってはシックハウス症候群の発生要因になるとされています。

学校においては、机・いす・棚などの備品、学習に関わる塗料、油性ペン、接着剤、ホワイトボードマーカー、床ワックスなどから放散される可能性があります。

「ヒトにおける長期間職業暴露による中枢神経系への影響」が懸念され、厚生労働省において平成31年1月17日に指針値の改定を行い、文部科学省 学校環境衛生の基準としては令和3年4月1日より以下の通り見直しとなっております。

870μg/m³ 以下 → 200μg/m³ 以下

～ 新型コロナウイルス関連情報 ～

弊社にて、2月より「**新型コロナウイルスPCR検査**」の受託を開始しています。
ご要望の方は最寄りの営業所までお問い合わせ下さい。

弊社グループ会社にて、「**新型コロナウイルス抗体検査**」も受託致しております。
お気軽にお問い合わせください。

【抗体検査お問合せ先】 髯 九州保健ラボラトリー 代表099-218-3636 <http://www.kyuhu.co.jp>



認定番号 84226
ISO17025:2005
認定範囲：福岡事業所



JWWA-GLP122
水道GLP認定
認定範囲：福岡ラボ

◇企画・製作◇
東洋環境分析センター
企画・販促委員会

<http://www.let-toyokankyo.com>

弊社社員ブログ更新中です！
是非ご覧ください！

